

国会同意人事機関の現状について

1 国会同意人事機関について

委員等の任命に国会の同意を必要とする機関が平成 16 年 3 月現在 32 機関存在する。

(内訳)

- | | |
|---------------------------|-------|
| ・内閣から独立した機関 | 4 機関 |
| ・日本銀行等法人の最高意思決定機関 | 3 機関 |
| ・国家行政組織法第 3 条等に基づく独立行政委員会 | 5 機関 |
| ・内閣府の重要政策に関する会議 | 1 機関 |
| ・国家行政組織法第 8 条等に基づく審議会等 | 19 機関 |

(注) 日本銀行等法人の最高意思決定機関の委員等は国家公務員ではない。

2 中央省庁等改革等による変化

このうち審議会等については、中央省庁等改革によって、国民や有識者の意見を聴くための行政手続が整備・多様化してきたことにより、以下のようにその役割の重要度が変化している。

国民や有識者の意見を聴く場合には、可能な限り意見提出手続（パブリックコメント等）の活用、公聴会や聴聞の活用、関係団体の意見の聴取等によることとし、いたずらに審議会等を設置することは避けることとした。

これに併せて、審議会等の答申の尊重規定も削除された。

いくつかの審議会等においては、各省からの一定の独立した地位を付与する等の観点から内閣総理大臣が委員の任命権を有していたが、中央省庁等改革の際に内閣総理大臣から所管大臣に変更された。

(注) 任命権者が内閣総理大臣から所管大臣に変更された同意人事対象審議会

地方財政審議会、国地方係争処理委員会、宇宙開発委員会、労働保険審査会、社会保険審査会、運輸審議会、公害健康被害補償不服審査会

3 国会同意人事をめぐる議論

平成 14 年 7 月 衆議院の議院運営委員会に設置された「国会同意人事に係る審議会委員等の報酬等のあり方に関するワーキング・グループ」(座長：大野功統議員)が、国会同意人事対象委員の報酬等の見直しについて提言

【ワーキング・グループの主な問題意識】

勤務実態、職務内容に照らして常勤委員の給与は高額ではないか、さらに常勤とする必要はあるか。

常勤委員は、任期があり、短期の雇用であることから、退職手当は必要ないのではないか。

【ワーキング・グループの提言の概要】

1 常勤・非常勤の問題

独立行政委員会、内閣府の重要政策会議、所謂 8 条機関の常勤委員は、1 名を原則とする。

ただし、創設後間もなくで評価が定まらないもの、国民の安全に関する緊急事態に自ら直接即応する必要があるもの、準司法的なものは例外とする。

2 給与・手当・退職金の問題

常勤委員の給与を引き下げる。

常勤委員の退職金のあり方について、廃止を含め検討する。当面 25% の割増措置を廃止する。

新たに非常勤となる委員の処遇水準確保のため、非常勤委員手当のあり方を見直す。

4 常勤委員の現況

常勤委員の勤務状況

各国会同意人事対象機関の常勤委員は、原則週 5 日出席している（会議等がない日には、各省ヒアリング、事務局との打ち合わせ等を実施）が、一部の機関では平均週 3 日程度の出勤状況となっている。

常勤委員の兼業状況

各国会同意人事対象機関の常勤委員は、原則兼業を行っていないが、一部の機関では、特に高度な専門的な知識が要求される場合、幅広い分野からそれぞれ代表的な人材を登用する場合などに、常勤委員の兼業が行われている。

国会同意人事機関一覧

	常勤委員のいる機関	委員数		非常勤委員のみの機関	委員数
		常勤	非常勤		
内閣から独立した機関	人事官	3	0	会計検査院情報公開審査会	3
	国家公務員倫理審査会	1	4		
	検査官	3	0		
日本銀行等法人の最高意思決定機関	預金保険機構運営委員会	5	1	日本放送協会経営委員会	12
	日本銀行政策委員会	9	0		
国家行政組織法第3条等に基づく独立行政委員会	公正取引委員会	5	0	公安審査委員会	7
	国家公安委員会	5	0	中央労働委員会	15
	公害等調整委員会	4	3		
内閣府の重要政策に関する会議	総合科学技術会議	4	3		
国家行政組織法第8条等に基づく審議会等	食品安全委員会	4	3	衆議院議員選挙区画定審議会	7
	原子力委員会	3	2	国地方係争処理委員会	5
	原子力安全委員会	5	0	電気通信事業紛争処理委員会	5
	情報公開審査会	4	8	電波監理審議会	5
	証券取引等監視委員会	3	0	中央社会保険医療協議会	4
	地方財政審議会	5	0		
	中央更生保護審査会	3	2		
	宇宙開発委員会	3	2		
	労働保険審査会	6	3		
	社会保険審査会	6	0		
	運輸審議会	4	2		
	土地鑑定委員会	1	6		
	航空 鉄道事故調査委員会	6	4		
	公害健康被害補償不服審査会	4	2		

(注) 日本銀行等法人の最高意思決定機関の委員等は国家公務員ではない。

国会同意人事の対象となっている審議会等の業務について（未定稿）

機 関 属 性	重要政策 の調査審 議 答申	重要事項 の決定に 係る調査 審議 答申 勸告等	許認可・ 行政処分 の事前審 査	行政処分 に対する 不服申立 の審査	あっせん 調停 仲裁	専門的知 識に基づ く検査 調 査等の意 思決定・ 実施
食品安全委員会						
原子力委員会						
原子力安全委員会						
衆議院議員選挙区画定審議会						
情報公開審査会						
証券取引等監視委員会						
地方財政審議会						
国地方係争処理委員会						
電気通信事業紛争処理委員会						
電波監理審議会						
中央更生保護審査会						
宇宙開発委員会						
労働保険審査会						
中央社会保険医療協議会						
社会保険審査会						
運輸審議会						
土地鑑定委員会						
航空 鉄道事故調査委員会						
公害健康被害補償不服審査会						

独立行政委員会と審議会等の相違（未定稿）

区 分	独立行政委員会 (国家行政組織法第3条等に基づくもの)	審議会等 (国家行政組織法第8条等に基づくもの)
性 格	<ul style="list-style-type: none"> ・ 府又は省の外局として置かれる合議制の行政機関であり、戦後占領政策の一環として、アメリカの独立行政委員会の制度を基として設置したもの。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各府省の大臣が行政権限を行使する上で必要となる、調査、審査その他の審議を行う。
権 限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員会の責任において行政処分（最終的な国家意思の表明）を行う権限を有する。 ・ 合議制機関という性格上、委員会の意思決定は、構成メンバーたる委員の合議のみによって行われ（所管大臣は関与しない。）かつその決定が最終的な国家意思として表明され、施行される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審議会等の意思決定を踏まえて、原則として、所管大臣が具体的な行政処分その他の行政権限を行使する点で、3条委員会と異なる（所管大臣が最終責任を負う。）
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記のことから、独立行政委員会は、大臣で構成される内閣が行政責任を負うという考え方からは、我が国の行政制度になじまないという批判もあり、公正中立的な立場から慎重な判断を要する受動的な事務を主とするものを除いて戦後の占領終了後を中心に大幅に整理された。（現在は6機関） 	

国家行政組織法（抄）（昭和23年7月10日法律第120号）

（行政機関の設置、廃止、任務及び所掌事務）

第3条 国の行政機関の組織は、この法律でこれを定めるものとする。

2 行政組織のため置かれる国の行政機関は、省、委員会及び庁とし、その設置及び廃止は、別に法律の定めるところによる。

3 省は、内閣の統轄の下に行政事務をつかさどる機関として置かれるものとし、委員会及び庁は、省に、その外局として置かれるものとする。

4 第2項の国の行政機関として置かれるものは、別表第一にこれを掲げる。

（審議会等）

第8条 第3条の国の行政機関には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、重要事項に関する調査審議、不服審査その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための合議制の機関を置くことができる。

別表第一（第三条関係）

省	委員会	庁
総務省	公害等調整委員会	消防庁
法務省	公安審査委員会	公安調査庁
外務省		
財務省		国税庁
文部科学省		文化庁
厚生労働省	中央労働委員会	社会保険庁
農林水産省		林野庁 水産庁
経済産業省		資源エネルギー庁 特許庁 中小企業庁
国土交通省	船員労働委員会	気象庁 海上保安庁 海難審判庁
環境省		

（参考）（内閣府設置法第六十四条関係）

内閣府	公正取引委員会 国家公安委員会	防衛庁 防衛施設庁 金融庁
-----	--------------------	---------------------

審議会等の整理合理化に関する基本的計画（抄）（平成 11 年 4 月 27 日閣議決定）

中央省庁等改革を推進するため、審議会等の整理合理化に関する基本的計画を以下の通り定める。

1．審議会等の整理合理化

審議会等（国家行政組織法第 8 条並びに内閣府設置法第 3 7 条及び第 5 4 条の審議会等をいう。以下同じ。）については、いわゆる隠れみのになっているのではとの批判を招いたり、縦割り行政を助長しているなどの弊害を指摘されているところである。

こうした問題点を解決し、行政責任を明確にするため、基本法及び最終報告等に基づき、次のとおり整理合理化を行う。

（1）審議会等の整理

審議会等の設置については、別紙 1 の「審議会等の設置に関する指針」によることとする。これに基づき既存の個々の審議会等について次の から の方針により整理を行った結果、府省の再編に際し設置する審議会等の名称は別表（略）のとおりとする。

これらにより存置される審議会等については、別紙 2 の「審議会等の組織に関する指針」に基づき、組織することとし、それぞれ必要な法律、政令等の整備を行う。

活動不活発な審議会等

基本的に廃止する。

法令上時限の付されている審議会等又は事実上時限のある審議会等

時限の到来又は任務の終了をもって廃止する。

政策審議・基準作成機能

原則として廃止する。

ただし、

ア 行政の執行過程における計画・基準の作成について、法律又は政令により、審議会等が決定若しくは同意機関とされている場合又は審議会等への必要的付議が定められている場合については、その必要性を見直した上で、必要最小限の機能に限って存置する。

イ 基本的な政策について審議するものを数を限定して存置する。

行政処分関与・不服審査等の機能

法律又は政令により、審議会等が決定若しくは同意機関とされている場合又は審議会等への必要的付議が定められている場合については、その必要性を見直した上で、必要最小限の機能に限って存置する。

存置されることとなった機能については、これらの機能を持つそれぞれの審議会等を審議分野の共通性に着目してできる限り統合することとする。

（2）審議会等の運営の改善

審議会等の運営の改善については、別紙 3 の「審議会等の運営に関する指針」（略）により行うものとする。

2．懇談会等行政運営上の会合の適正化（略）

別紙1 審議会等の設置に関する指針

審議会等の設置については、次の指針によるものとする。

1. 国民や有識者の意見を聴くに当たっては、可能な限り、意見提出手続の活用、公聴会や聴聞の活用、関係団体の意見の聴取等によることとし、いたずらに審議会等を設置することを避けることとする。
2. 基本的な政策の審議を行う審議会等は、原則として新設しないこととする。特段の必要性がある場合についても、設置に当たっては審議事項を限定し、可能な限り時限を付すこととする。
また、審議会等において、基本的な政策に係る必要的付議の規定は、原則として置かないものとする。
3. 不服審査、行政処分への関与、法令に基づく計画・基準の作成等については、法令の改正等により新たに審議会等の審議事項とすべきものが発生した場合も、審議分野の共通性等に着目して、可能な限り既存の審議会等において審議することとする。
また、審議事項は、法律又は政令により、審議会等が決定若しくは同意機関とされるもの又は審議会等への必要的付議が定められているものに限ることとする。
4. 社会情勢の変化により設置の必要性が低下した審議会等は、廃止することとする。

別紙2 審議会等の組織に関する指針（抄）

審議会等の組織については、次の指針によるものとする。

2. 勤務形態

委員は原則として非常勤とする。

ただし、審議会等の性格、機能、所掌事務の經常性、事務量等からみて、ほぼ常時活動を要請されるものであり、かつ、委員としての勤務態様上特段の必要がある場合には、常勤とすることができることとする。